

F3rd X 会員利用規約

2021年12月7日制定

2022年1月18日一部改訂

会員は、富士通株式会社（以下、「本サービス提供者」という。）が運営するシェアオフィス「F3rd X」（以下、「本施設」といい、本施設には諸造作・設備（以下、「付帯設備等」という。）を含む。）を利用するにあたり、下記条項に定める利用規約（以下、「本規約」という。）に同意するものとする。

第1条（本規約の性質）

1. 会員は本施設の利用にあたり、本規約及び SW 法人利用規約を遵守しなければならない、又ゲストに遵守させねばならない。なお、SW 法人利用規約と本規約に内容の相違がある場合は、本規約に定められた内容が優先されるものとする。
2. 会員が本規約及び SW 法人利用規約に記載の利用方法および禁止事項等に違反した場合は、すべての責任と負担は会員に帰属するものとする。

第2条（定義）

本規約における次の各号の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「本サービス」富士通株式会社が提供する本施設のシェアオフィスサービスをいう。
- (2)「会員」あらかじめ所定の会員登録を行い、本サービス提供者が承諾した者をいう。
- (3)「SW」東日本旅客鉄道株式会社が運営するシェアオフィス施設「STATION WORK」をいう。
- (4)「SW サイト」SW の Web サイトをいう。
- (5)「SW 法人利用規約」SW の法人向け利用規約である「STATION WORK 法人利用規約」をいう。
- (6)「施設運営者」本サービス提供者及び本サービス提供者から本件業務の全部又は一部を委託された第三者をいう。

第3条（対象施設）

1. 本施設は、本規約の別紙 1（対象施設）に記載のとおりとする。
2. 本サービス提供者は、本施設を変更することができるものとし、変更の通知は SW サイトへの掲載あるいは本施設内に書面を掲示する等の方法により行われる。

第4条（登録）

1. 会員は、本施設の利用のため、本サービス提供者の指定する方法により登録に必要な情報を本サービス提供者に提供し、本サービス提供者は自ら又は第三者に委託して当該会員情報を登録するもの

とする。

2. 会員は、自らの責任において、本サービス提供者が指定する方法により前項で登録した情報の管理を行う。
3. 第 1 項に基づく会員登録をもって、会員は本施設の利用を開始することができる。
4. 会員は、本施設の利用を開始すると同時に、会員と本サービス提供者との間に、本施設の利用に関するサービス利用契約（以下、「本契約」という。）が成立するものとする。

第 5 条（登録内容の変更）

会員は、登録内容に変更があった場合は、直ちに本サービス提供者の指定する方法により変更手続きを行うものとする。

第 6 条（利用目的）

会員は、本施設を、本サービス提供者およびそのグループ会社（第 25 条第 5 項に定める）【並びに他の会員】との間の協創、ネットワーキングの場合および一時的に業務等を行うための作業スペースとして使用することができる。

第 7 条（契約期間・期間内解約）

会員は、本サービス提供者所定の手続きにより、いつでも本契約を終了させることができるものとする。

第 8 条（利用方法）

1. 第 4 条第 1 項に基づく会員登録は、会員本人に限られるものとし、会員は、会員情報をゲスト又は第三者に利用させてはならないものとする。なお、会員は、会員情報の失念、紛失もしくは漏洩の可能性がある場合は、本サービス提供者へ速やかに届け出るものとし、その指示に従うものとする。
3. 会員は、本施設を SW サイト記載の営業時間内に限り利用することができる。
4. 会員は、本施設のある建物への入館、ならびに本施設の入退室の際に、施設運営者が定める方法により、出入口において入室および退室の手続きを行わなければならない。
5. 会員は、本施設の付帯設備等を本規約等に従い使用することができる。
6. 会員は、本施設および付帯設備等について所有権、賃借権を含む一切の権利を主張することはできず、付帯設備等の移動等原状変更は一切認められない。
7. 会員は、本施設利用時において、施設運営者から身分証明書の提示を求められた場合には、これに応じなければならない。
8. 前各項に定める他、会員は本施設の利用に関しては施設運営者が別途定めるマニュアル等に従うものとする。

第 9 条（利用環境の整備）

会員は、SW サイトを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる

全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、SW サイトが利用可能な状態に置くものとする。また、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由して SW サイトに接続するものとする。

第 10 条（私物等の管理）

会員は、本施設内に私物を放置せず、その管理を自己の責任において行うものとする。私物の紛失、盗難、破損、汚損等の損害が生じた場合、施設運営者は、施設運営者の責めに帰すべき事由以外、何らの責任も負わないものとする。

第 11 条（利用料等）

本施設の利用料は無料とする。

第 12 条（利用料等の変更）

本サービス提供者は、会員に対して、書面又は SW サイト等で事前に通知することにより、利用料を改定できるものとし、会員はあらかじめこれを承諾する。

第 13 条（利用規約の変更）

本サービス提供者は、会員に対して本サービス提供者が定める方法によりその旨を告知又は通知することにより、本規約を変更することができるものとし、会員はこれを意義なく承諾するものとする。

第 14 条（サービス及び設備等の変更）

本サービス提供者は、本施設において提供するサービスや、内装、レイアウト、機器、付帯設備等について、予告なく仕様を変更できるものとする。

第 16 条（善管注意義務）

会員は、本規約に従い、他の利用者および第三者に迷惑となる行為をせず、本施設を善良なる管理者の注意をもって利用するものとする。

第 17 条（免責事項）

次の各号に掲げる事由により会員が被った損害について、本サービス提供者は、その責を負わない。

- (1)地震、水害等の天変地異や火災、交通機関の乱れ、暴徒又は盗難、IT インフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調、損壊又は故障、偶発事故による損害及び情報の混線と流出、その他本サービス提供者の責に帰すことのできない事由による損害。
- (2)本施設の利用者その他の第三者により被った損害。
- (3)本施設の付帯設備等の維持保全のために行う保守作業、修理・変更等に伴い生じた損害。

第 18 条（損害賠償責任）

- 1.本施設において、会員が故意又は過失により、本施設、本サービス提供者、他の利用者又は第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその旨を本サービス提供者に通知するものとし、本サービス提供者の請求に従い、直ちに会員の責任と費用負担で当該損害を賠償しなければならない。なお、本サービス提供者以外の他の利用者又は第三者に対し損害を賠償する場合、会員は誠実に対処し、自らの責任で解決するものとし、本サービス提供者に迷惑及び損害をかけないものとする。
- 2.本サービス提供者の責に帰すことのできない事由により、本施設内で会員に損害が発生した場合、本サービス提供者は一切の責任を負わないものとする。

第 19 条（本施設の営業時間）

本施設の営業時間は、SW サイトに記載のとおりとする。なお、全館停電や警備上の理由、又は本施設に関するその他の事由により、予告なく営業時間が変更もしくは営業中止となり、会員の予約が予告なくキャンセルとなる場合があることを、会員はあらかじめ承諾する。

第 20 条（禁止事項）

会員は、本施設の利用において、次の各号に規定する禁止行為を行ってはならない。

- (1)本施設の立入禁止箇所に進入すること。
- (2)本施設の営業時間外に本施設へ入室又は利用すること。
- (3)会員の名義を使わせて、会員以外の第三者に本施設へ入室又は利用させること。
- (4)本施設の住所および名称を用い、商業登記等の登記手続きを行うこと。
- (5)本施設の住所および名称を用い、会員の業務の本拠として名刺を含むすべての印刷物又はホームページ等の電子媒体へ掲載すること。
- (6)本施設の住所および名称を用い、郵便物の宛先とすること。
- (7)本施設を利用する他の利用者及びその他の第三者に迷惑を及ぼす音、振動又は臭気等を発すること。
- (8)予約時間を超えて本施設内に居座ること。但し、本サービス提供者所定の手続きにより延長手続きを行った場合は除く。
- (9)予約時間以外、又は共用空間等に私物を置く等、本サービス提供者や他の利用者の迷惑となる行為をすること。
- (10)利用する意志や実現可能性が低いにもかかわらず、予約もしくはキャンセルを繰り返す等、本サービス提供者が不利益を被りかねない行為を行うこと。
- (11)本施設内で喫煙・飲酒・食事をすること。但し、本サービス提供者が特別に認めた場合は除く。
- (12)本施設内に動物を持ち込み又は本施設内で飼育をする行為。但し、本サービス提供者の事前の書面による許可を得た盲導犬、聴導犬又は介助犬等は除く。
- (13)本施設内および外壁等にポスター等の広告物を貼ること。

- (14)本施設内および本施設の住所を用い、商品の販売、物品の修理その他金員の授受を伴う取引を行うことならびに勧誘等の営業活動、宗教活動又は政治活動を行うこと。
- (15)本施設内で火気等を使用すること又は火気等を持ち込むこと。
- (16)危険物を持ち込むこと。
- (17)他の利用者に嫌悪感を与える服装で本施設を利用すること。
- (18)吸殻・紙屑・塵芥その他の物を本サービス提供者の指定する場所以外に廃棄もしくは放置すること。
- (19)本施設内で、薬物又は銃器等の違法な物品の授受を行うこと。
- (20)本施設において、法令等に違反する行為を行うこと。
- (21)公序良俗に反する行為、その他本サービス提供者が不適切と判断する行為を行うこと。
- (22)本施設において、会員が著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い又は威勢を示すことにより、本サービス提供者および他の利用者に不安を覚えさせる行為をすること、又は他の利用者の迷惑となる行為をすること。
- (23)本施設において、富士通、他の会員又は第三者の知的財産権を侵害する行為、ならびに侵害するおそれのある行為。

第 21 条（権利義務の譲渡等の禁止）

会員は、本契約における権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は、担保の用に供してはならない。

第 22 条（コンテンツ・サービスの利用）

- 1.会員は、本施設を通じて提供されるすべてのコンテンツ・サービス（本サービス提供者が、本施設内に限定されて提供する、映像又は音声による情報提供サービスをいう。）について、本サービス提供者の事前の承諾なく、当該情報提供の目的の範囲を超えて使用してはならない（著作権法に定める私的複製に該当する利用は除く。）。
- 2.本条の規定に違反し紛争が発生した場合、会員は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、本サービス提供者及び第三者に一切の損害を与えないものとする。

第 23 条（秘密情報）

- 1.本規約において「秘密情報」とは、会員自らが秘匿したい情報の全ておよび、利用期間中に、会員が知り得た他の利用者に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいう。
- 2.本施設は、不特定多数が利用する施設であり、会員は自らの責任で秘密情報を管理しなければならない。また、会員は、本施設の利用にあたり知り得た他の利用者の秘密情報を当該他の利用者の事前の承諾なく他者に開示または提供してはならない。
- 3.本施設を利用する他の利用者及びその他の第三者が会員の秘密情報を漏洩した場合でも、本サービス提供者は一切その責任を負わないものとする。

第 24 条（契約の解除）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、本サービス提供者は何等の催告なしに本契約を解除することができる。
 - (1) 本規約の規定に会員が違反し、本サービス提供者が会員に対し当該違反を改めるよう催促したにも関わらず、会員が是正しないとき。
 - (2) 会員が罪を犯し、又は嫌疑を受け捜査機関による捜査等が開始されたとき。
 - (3) 会員が本施設内において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行いまは威勢を示すことにより、本サービス提供者および他の利用者に不安を覚えさせる行為をしたとき、又は他の利用者の迷惑となる行為をしたとき。
 - (4) 会員が本施設又は本建物を故意又は過失により毀損したとき。
 - (5) 会員に公序良俗に反する行為があったとき、又はそのような行為を助長するおそれがあるとき。
 - (6) 会員が、本サービス提供者の信頼を著しく失墜させる行為をしたとき。
2. 本サービス提供者が前項の定めにより本契約を解除した場合、本サービス提供者は、会員に対し、損害賠償を請求することができる。

第 25 条（個人情報の取扱い）

1. 本サービス提供者が定める個人情報の取り扱いに関する基本方針は以下 URL に記載のとおりとする。
<https://www.fujitsu.com/jp/about/resources/privacy/>
2. 会員は、第 3 項に示す会員の情報を、第 4 項に定める利用目的のため、本サービス提供者が必要な保護措置を講じた上で収集、利用することに同意する。
3. 【収集・利用・提供する個人情報項目】 本サービス提供者は、第 4 項に定める利用目的のため、以下の会員の個人情報を利用する。
 - (1) 氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、E-Mail アドレス、生体情報等、会員が本サービス提供者の指定する所定の会員登録時に届けた事項及び利用後に届けた事項
 - (2) 会員登録日、会員番号等、会員と本サービス提供者の契約に関する事項
 - (3) 会員の SW サイトや電話等での問合せ等により本サービス提供者が知り得た情報（通話内容を含む）
 - (4) 会員による本施設の利用状況に関する情報（入退出時間や利用頻度等）
 - (5) 官報や電話帳等一般に公開されている情報
 - (6) SW サイト等を利用・閲覧した場合の、閲覧したページ、広告の履歴、閲覧時間、閲覧方法、端末の利用環境、クッキー情報、IP アドレス、位置情報、端末の固体識別番号等の情報
4. 【本サービス提供者の個人情報の利用目的】
 - (1) 本サービスの提供を行うため。
 - (2) 本施設の利用状況に基づく市場調査、商品開発、サービス改善を行うため。
 - (3) 本サービス提供者が営む、又は今後展開する各種事業における商品、特典、サービスに関する宣

伝物等の送付及びそれに付随する営業案内を行うため。

- (4)会員への取引上必要な連絡及び取引内容の確認を行うため。
- (5)本施設を運営する目的において、法令の手続に従って第三者への提供を行うため。
- (6)会員に対して、本施設のサービスの内容改善や会員が興味・関心度の高い情報を適切なタイミングで提供するため。
- (7)本施設を利用した会員について、SW サイトの広告主、広告サービス配信事業者に対して、個人を特定できない状態で、会員の属性情報（性別、生年月日、郵便番号等）を提供し、会員に対して興味・関心度の高い情報を提供するため。
- (8)本施設の会員資格の審査を行うため。
- (9)その他上記各目的に準ずるか、これらに関連する目的のため。

5.【個人情報の第三者への提供】

- (1)本サービス提供者は、第3項に示す会員の情報を、第4項各号に定める目的を達成するために必要な限度において、本サービス提供者の有価証券報告書等に記載されているグループ会社（以下「グループ会社」といいます）に対して提供する。
- (2)個人情報を、特定のグループ会社のみを提供し、その他のグループ会社には提供しないという申し出には応じないものとする。
- (3)本サービス提供者は、第4項（2）に定める市場調査、商品開発に関する目的のため、個人情報のうち特定の個人を識別できないよう加工した情報を、グループ会社及び当社が認める第三者へ提供する。
- (4)以下の場合、会員の事前承諾なしに、第三者に個人情報を提供する場合がある。
 - ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の承諾を得ることが困難である場合
 - ③公衆衛生の向上、又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の承諾を得ることが困難である場合
 - ④国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の承諾を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのある場合

6.【個人情報の共同利用】

- (1)グループ会社は、以下に記載する①の情報を③の利用目的の範囲内で共同して利用する。
 - ①共同して利用する情報の項目：第3項に掲げる項目
 - ②共同して利用する者の範囲：グループ会社
 - ③利用する者の利用目的：第4項（2）、（3）、（4）、（6）、（7）に掲げる目的の範囲内で関連する業務を行うため
 - ④情報の管理について責任を有する者：本サービス提供者（富士通株式会社）
- (2)本サービス提供者及びグループ会社は、共同利用する会員の個人情報を厳正に管理し、お客様

のプライバシー保護に十分注意を払うとともに、上記③の目的以外には利用しないものとする。

7.【個人情報の業務委託】

本サービス提供者は、第3項に示す会員の個人情報を、第4項に定める利用目的の達成に必要な範囲内において、本サービス提供者が業務を委託する第三者に提供することがある。

8.【個人情報の開示、訂正、削除】

(1)会員は、本サービス提供者に対して、本項(2)の定めに従って自己に関する個人情報を開示するよう請求することができる。

(2)会員は、本サービス提供者が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合は、「富士通株式会社 F3rd X 事務局」に連絡し、開示請求手続(受付方法、必要な書類等)の詳細について提供を受けるものとする。開示請求を行う場合、会員は本人確認書類(自動車運転免許証、パスポート等)の提示その他所定の手続に従うとともに、所定の手数料を負担する必要があることを承諾する。

(3)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、本サービス提供者は、速やかに訂正又は削除に応じるものとする。

(4)会員が、自己の個人情報の利用停止又は削除を希望する場合は、申し出者が本人であることを確認したうえで、合理的な期間及び範囲で利用停止又は消去を行う。

(5)会員から個人情報の開示・訂正・削除等の請求をされた場合でも、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、開示・訂正・削除等の請求に応じない場合がある。

9.【個人情報の取扱いに関する不同意】

本サービス提供者は、会員が本施設の利用に必要な事項の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承諾できない場合は、本施設の利用を断ることがある。

10.【個人情報に関する問合せ先】

個人情報に関する問合せ及び意見は、SW サイト又は「富士通株式会社 F3rd X 事務局」にて受け付ける。

第26条 (本施設への立入り)

1.本サービス提供者は、本施設の使用状況の確認、イベントの開催又は本施設の保全、衛生、防犯等本建物の管理上の措置を講ずるため必要がある場合には、本サービス提供者指定の者(本サービス提供者を含む。)を本施設に立入らせることができ、会員はあらかじめこれを承諾する。

2.前項記載の本サービス提供者指定の者(本サービス提供者を含む。)の立入り時に、本サービス提供者の責に帰すことのできない事由により、会員所有の動産に破損や紛失が発生した場合には、本サービス提供者は一切の責任を負わないものとする。

第27条 (セキュリティカメラ)

1.会員は、セキュリティカメラに関する以下の事項について、あらかじめ承諾するものとする。

(1)本施設内にセキュリティを目的としてカメラを設置していること。

- (2)セキュリティカメラで撮影された映像（以下、「撮影データ」という。）は一定期間、本サービス提供者の業務委託先のサーバーに保存されること。
 - (3)本サービス提供者がこのセキュリティカメラにより監視、撮影し、撮影データを保存し、及び次項の目的に限定した撮影データの利用及び持ち出しを行うこと。
- 2.本サービス提供者は、本施設の運営状況の確認、本規約の違反、盗難、火災等の有無、遺失物の確認および警察等の犯罪捜査に協力する目的で、撮影データを利用する。

第 28 条 (Wi-Fi)

会員は、Wi-Fi に関する以下の事項について、予め承諾するものとする。

- (1)本サービス提供者は、会員の特定の利用目的への適合性、利用結果の完全性、即時性等、通信の品質について何ら保証するものではないこと。
- (2)会員は、本サービスを利用してアップロード又はダウンロードした情報もしくはファイルに関連して何らかの損害を被った場合においては、自己の責任においてこれを処理し、本サービス提供者はその損害について何ら責任を負わないこと。
- (3)やむを得ない事情により、本サービス提供者が事前の通知なく Wi-Fi の全部又は一部の提供を停止・中断する場合があること。

第 29 条 (通知)

- 1.本サービス提供者から会員に対する通知は、本規約又は SW 法人利用規約に特段の定めがない限り、電子メール等、本サービス提供者が適切と判断する方法により行うものとする。
- 2.本サービス提供者は、新施設オープン等を含む事務連絡や本施設利用に対するアンケートなど、必要に応じ、会員に対し、電子メール等を配信することができる。

第 30 条 (サービスの中断及び利用の制限)

- 1.本サービス提供者が、下記の事由により、事前に告知すること無く、やむを得ず一時的に本施設の閉鎖や利用制限を行う場合があることを、会員はあらかじめ承諾する。
 - (1)設備の保守、点検、修理などを行う場合。
 - (2)火災、停電、天変地異、テロ等の事故により本サービスの提供ができなくなった場合。
 - (3)警備上の理由その他、サービス提供の中断等をせざるを得ない場合。
- 2.前項の場合、会員による SW サイト上からの利用予約がキャンセルとなる場合があることを、あらかじめ承諾する。
- 3.本サービス提供者の都合により、施設名称、施設数、出店場所、営業時間、内装等本サービスの内容が変更もしくは本施設の一部が終了となる可能性があることを、会員はあらかじめ承諾する。なお、この場合、本サービス提供者は電子メールもしくは SW サイトへの掲示等で事前に告知を行うよう努める。
- 4.会員が本施設を利用中であっても、本サービスの広告宣伝活動のために本サービス提供者は本施設

に立入り取材又は撮影等を行うことができる。この場合、本サービス提供者は会員に対し事前に通知を行うものとする。なお、本サービス提供者は、取材を受ける会員の個人情報及びプライバシー権に最大限配慮するものとする。

第 31 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、本サービス提供者に対し、次の各号の事項を表明し保証する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約を締結するものでないこと。
2. 前項のほか、会員は、直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないこと及び今後行う予定がないことを表明し、保証せしめるものとする。
 - (1) 本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為。
 - (2) 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為。
 - (3) 偽計又は威力を用いて本サービス提供者の業務を妨害し、又は本サービス提供者の信用を毀損する行為。
 - (4) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入及び関係を構築する行為。
 - (5) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為。
 - (6) 反社会的勢力が会員の事業に関与する行為。
3. 本サービス提供者は、会員が、前二項に違反していると合理的に判断したときは、何らの催告その他何らの手続きを要することなく、本サービス提供者と会員との全ての契約を解除ことができ、会員はこれに対し何ら異議を申し立てないものとする。
4. 本サービス提供者は前項により会員が損害を被ったとしても、これを一切賠償する義務を負わない。

第 32 条（表明及び保証）

会員は、本契約期間中において、自ら又は会員が次の各号に定める者のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとし、本サービス提供者は、会員による当該表明及び保証の内容が真実かつ正確であることを前提として、会員の本サービスの利用を認めるものとする。本項に定める表明及び保証に関し、誤りがあり又は不正確であることが判明した場合には、会員は、直ちに本サービス提供者にその旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 公序良俗に反する団体又はその関係先及び著しく信用に欠けると判断される者。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的行為等を行い、又は行うことを助長するおそれのある団体に属している者及びこれらの者と取引のある者。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号、その後の改正を含む。）に基づき処分を受けた団体に属している者又はこれらの者と取引のある者。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号、その後の

改正を含む。) 第 2 条第 1 項に定義される風俗営業又は同条第 5 項に定義される性風俗関連特殊営業を行う者又はこれらのために各施設を利用しようとする者。

(5)組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号、その後の改正を含む。）に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等収受を行い又は行っている疑いのある者及びこれらの者と取引のある者。

(6)貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号、その後の改正を含む。）第 24 条第 3 項に定義される取立て制限者又はこれらに類する者。

(7)有害物質、爆発物その他の危険物質を取り扱い、埋蔵、貯蔵、精製、輸送、加工、製造、生成、放出、投棄、移転、又はその他の処分もしくは処理をするために各施設等を利用しようとする者。

(8)各施設を危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用途に供する者。

第 33 条（不可抗力による契約の終了）

天災地変その他本サービス提供者の責に帰すべからざる事由により、本施設の全部又は一部が滅失もしくは破損して本契約の目的を達することが不可能となった場合、本契約は終了する。また、これによって会員の被った損害については、本サービス提供者はその責を負わない。

第 34 条（準拠法）

本契約については準拠法を日本法とする。

第 35 条（裁判管轄）

本契約から生ずる権利義務について、争いが生じたときは訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 36 条（協議）

本規約の内容に疑義を生じた事項及び本規約に定めのない事項については、本サービス提供者および会員は、民法その他の法令および取引の慣行に従い、信義と誠実をもって協議し、その解決にあたるものとする。

以上

別紙 1 (対象施設)

名称	住所
F3rd X Uvance Kawasaki	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 番地 5 JR 川崎タワー-26 階